

關係しないんだが、一該にいえまいもんですから、この公道は決定じゃなくて所有者は設置はや、てからに但し書きで公道の場合には大体但し書きで重量運搬物なんかのためにこわれたのが多いです。公道の場合には又、掘ってからしか今からませんので道路の何で延長がふくれ上、たのひす届つてからか今からませんので、結局、この但し書きを適用しまして市が修理一員むしていふ言葉です。公道の場合、但し書きをどこまでと云えないもんですから、実際は需要者の負担だといふから公道上の場合には私が持つていい。

20番

前の14条にかいりますが、ですから公道において日は、自分の家の近くから本道が通っていたら何すると反対側に引つけた場合は5メートルか、10メートル横断する場合は又10倍位にありますね。しかし不合理があると云うですよ、ですから、公道の部分だけはね、メーターまでといくとこじめなくて、せめて西日本側溝のね、いはまでいわゆる公道ですよ、公道の部分だけにわりては、他の水道部分がや3人だと云うことになれば、もうこうなじむ難しいといふこともなる話ですよ。私の4条に対する考え方には変わっていません。

第14条です。

水道部長

新設の場合にはあくまでもこの条例に14条ですかこれにある通りでまだ考え方をかえようなどとは持っておりません。

20番

将来かえよう考え方はついでですか。

水道部長

今で将来といふことになりますと

20番

将来といつても遠い将来じゃないですよ。私が申し上げるのは復帰のときまでいかぬむと道事業としての収支もどうなるか分らないうちうなるか分らないうちからいとゆうのはね。基本的にはきないといふ考え方はないか

水道部長

基本的にはいとこれは基本的でできないとは申しません。なぜならば市町村によては必ず110戸もある家です。

市町村によてはこの公道の部分は市町村負担だといふ戸数もある家ですから、根本的にできないという意味じゃなくて、ただ私が申し上げたのはすぐ今の時点ではこれがえるといふことはできないと申し上げられたといふ話でございまして。

20番
断言はできないと

水道部長

これはもとより下げてみますと、北道の場合には公営企業法の3条にあります通り独立核算性というのが打ち出されておりますのでこれをもった場合には、結局どの市町村調べたら料金も高い訳です。だから根本的にやらんと、これで「一方だけ見た場合」には、これは誰が負担するかという格好になりますので、いいかえれば、勿論運営がまずくてこういふことができなければ、これはどうでもやらなくていい訳でないといふことも今までどう談じんですよ。片方はくぼんで場合には、片方が上がりてくるといふ例があつます。すぐ今時刻で、又これをひききて、じゃ料金をもう少し上げて丁度さて」というような格好にいわよれば又別れなんです。料金も又おれらく改訂の時期は遠からずくると思ひます。運への貢献にもあります。これをかみ合ひせたるからするとどうかと思ひますが、すぐ現時刻では算出しと

20番
もう一回だけ参考に聞きますがね、某の方も市町村を通して一需量基準の料金で見ていくんだと、いふことですね復帰後は、

水道部長
基本的に考えております。

20番
これは琉球政府の方針でしょう

水道部長
琉球政府としても、日本政府としても政
府じゃなくて、代表けたいほうからいはうるう
意見です。

20番
だいたい既定方針ですか

水道部長
しかし、まだ相手の方とのことでござなんんで
すから、ほつきりした返事はできぬかとお詫びです。

20番
既定方針ですね。

水道部長
けい

20番
もくした場合に今までの收支ですね増
収が見込まれるかですね、大体でよろしく
です。

水道部長
大きさは増収になります。

20番

大きさは増収になります。しかし、これはもとが総合的に考えて、何の問題ではないか、やはり結論を見出していくべきかと考えですか。

水道部長

はい、この時点では、大いにこれだけではなくてまだ前回までの考え方をたくさん出てくると思います。

20番

11月13日、天下の公道の部分について

水道部長

当然、水道の料金は還元するのかたて前でござりますので。

4番

現在、ターミナル使用料取ってありますか？

営業課長

ターミナル使用料は、68年の1月から徴収しているあります。

4番

撤廃しているんですね。これは、あくまでメー

ターナー市へ修理といふ事ですね。犬体より
の寿命は大体何年位でメーターの故障或
いは取り替えやっておりますか。

営業課長

通常法的には8年ですけど、法的には
8年です

4番

何か30年で

営業課長

30年では止ってしまうという個々によって違
いますけど、たとえば、通常3年で動かしなくなると
いうことにあって、ますけれど、常時検査する
ときに記録を出してそれによって取り替え也
やしてあるし、一定したあらすじでは30年行って
おります。

4番

うちの規定の改正が68年4月1日にさ
うきの家庭用の範囲がアパートとかいう
ものに含めたりは68年4月1日で改正です
が、

営業課長

今後は条例に沿って68年6月28日に制
定されておりますが、これに基く施行規定は

67年の 4月1日です。

4番
この場合に210アーハートは入った誤ですね。

営業課長
なります。

4番
以前は家庭用は家庭用として処理してやるんですねそれで問題がありませんが、いつのまにかやりかわりにそれで、我々は各借主人にやりかわしておらず、問題がいる。借家人といふのは自分の責任を負はないので非常に要細な方々が多いたいんです。同じような目的で使用されておるんだから、1世帯当たり50セントも取ると、自体が非常に問題があると思うんですよ。充分な予算計を考慮願います。

17番
1点だけ伺います。9条2項ですね宅地と公道は明記した方がいいんじゃないですか。
といふことは、この前政府道でですね、土建機械車が何したりを修繕して貢です。この川会社請求が来ておりましたから、こう暖昧なことをやっていたら後でこういつぶくに請求していくですね。払う人もわかるし、やりはまだ知らない人もいるところが格好には、

はせんか、いかほどうかお考えですか。

水道部長

二指摘の点が確かにございました。去った
4月16日ですか、公道上で故障が出て、りし
てちょうど日曜日に当たりますので、手が困るん
でちるふらん水指定店に依頼して直して貰ひで
す。取り扱いとか何とかして緊急を要した
もんで、修繕費をこの修理専門にございません
ので、この人達も市のものをやまといふことはほん
とうに、困るからといふ位のもんなんです。かか
た料費をこれを見て請求してしまうと、こと
を耳にして、これは当然まだ金も払っておりま
せんので、別ですが、自治会長を通じて一つ
お詫びもしてちよだいとこの水道部が支
払うといふことで詰しあつてあります。これは
ほんとうに失策だったと考えてあります。日曜
日で二、三の料費がかかるとこの事故で依
頼してくれたのがちよだく料費を請求したと非常に
恥しいことが発生してあります。お詫びいた
します。

17番

だからは、きりしてゆかんとではな、今後です
ね。

8番

第4条については去年の一般質問の中で問題
に打っておりましたので、素い改正が出てあります

のでこの中で意見の統一をやめておいたいと
思っています。この規則の21のアパートこれに対する
する対策がまちまちではいいかとひょくに考えて
あります。そこで、この条例がどのままで運用
可決された場合にこの規則の改正を考
えてかられるか、特に21のアパート、そしてそ
の外個人の貸してある家に対する21
に対する同じ考え方を今後も続ければ
のであるか、尚この条例が施行後規定を
改正する考えをもっておられるかどうか。

営業課長
規定も改正しますので、この時点で充分検討していたします。

8番
検討するといふことはある程度議会の意
見も十分とり入れるとこうことですか。

営業課長
はい、これは当然いたします。

議長
10分間休憩いたします。(午後2時55分)

議長
再開いたします。(午後3時8分)

20. 総

資料を要約して申します。料金と申しますが、工事費の負担とかそういうのを関連いたしますので現在宜野湾市の水道部から現在いわゆる水道公社から却て後水しておりますね。それから料金は水道公社から1日の条例の中に区分がありますね。いわゆる使用料金ですね。これの50/立方以上の方は、克上統体的には水量と金額との資料が原意であります。

営業課長
早速資料を提出いたします。

議長
議案第87号につきましては、質疑の段階で継続審議といった感じと思ひますか?ご異議ございませんか?

(異議なしと申記)

議長
ご異議ございませんので、継続審議と致します。

議長
休憩いたします。(午後3時10分)

議長
再開いたします。(午後3時14分)
お詫びいたします。二つ日本語を変更した日

議第19号議案第77号宜野湾市に道事業の設置に関する条例についてを先言説したいと思ひます。これにご異議ありますか。ご異議ありませんので、左様決定を致しました。

議長

継続審議中の議案第77号宜野湾市道事業の設置に関する条例についてを再び議題といたします。本件につきましては、提案者から訂正の申し入れがおりますので、本件についての趣旨説明をおめテす。

常業課長

訂正の趣旨説明をいたします。先づに提出しました条例案の第2条の第2項 納水区域の問題でござりますけど、議会においても意見が出されて我々も一応内部で検討して当初の案はいわゆる海岸線の内ほ地帯で下さい。これを除いていたんです。これは事業認可のものをそのままこれを書き換えたまゝに格好で表示しておりますが、表示のしかたにもいろいろ問題がありまして、今回これを全面的に改めて納水区域は市一円とすると但し市長が公益上必要と認めるときは、納水区域外に令水することができる。この納水区域外といふのはあくまでも例外です。従いまして弹性を持たせて設定いたします。

議長

只今、訂正についての説明がございま
すが、これについての質疑を許します。

議長

只今議題としてあります議案第77号
官野瀬ゆ北道事業の設置に関する条例
についての訂正事件につきましては、これを承認
することにご異議ございませんか。

(異議なしとみる)

議長

ご異議ありませんで、左様決定いたしました。

議長

再び議案第77号につきましては質疑を
許します。

議長

休憩いたします。(午後3時18分)

議長

再開いたします。(午後3時20分)
議案第77号につきましては質疑の段階
で付託審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長
ご要請ございませんので、通常審議とい
たします。

議長
日程第6議案第64号 日程第7議案第
65号、日程第8、66号、日程第9議案第
67号、日程第10議案第68号、日程第11
議案第69号、日程第12議案第70号、日程
第13議案第71号、日程第14議案第72号、
日程第15議案第73号、日程第16議案第74号、
日程第17議案第75号、日程第18議案第76号、
以上日程第18までの案件を一括議題
として、全案件に対する質疑を許し
ます。

議長
休憩いたします（午後3時21分）

議長
再開いたします。（午後3時24分）

20番
57ページの宜野湾市清掃条例の一部を
改正する条例についてお伺い致します。
因てての手数料が“出ておりません”。これは
308円換算であります。

厚生課長

一応 360 円を想定してのいわゆる賃上げとも関連してやっている言ひます。これについてはいくまでも 360 円とも限定はしてない言ひます。

20 番

これは 1 ヶ月に一世帯当たりとかいうのは、自治会との契約の場合に約 10 円以内と最高限度といふことです。

厚生課長

はい いかがであります。公的機関に予算にもありますから 20 円の掛け金を出さうがどうにかから実質的には

20 番

この世においては自治会との契約においても個人との契約においても差額がないでありますね。

議長

休憩いたします (午後 3 時 25 分)

議長

再開いたします (午後 3 時 26 分)

20 番

厚生課長 今はほきりしておあります。今訂正ましては 1 回以上が決りますが、これ

197
は、個人契約でも自治会契約でも、一せ帯
当り210円と同一ですね。

厚生課長
そういうことです。

20番
従来は違う

厚生課長
いえです。45セントと30セントという数字がありましたが、

20番
差がついていましたね。二の点、ほしからで
すか。

厚生課長
自治会と契約による場合には、実質的には140円位に負担されるんじやろかと思ふ。そ
うだいぶ安くする談ですね。(しかし個人
契約の場合には210円で、徴収も個人
個人やらかといふよ)というふうにあります
。(しかし我々としては、2回以上といふことにな
ってありますので、業者としては、自治会と契約
してありますので、2回以上の審査にやつてもらえて
衛生的に処理しようというよ)な考え方で、一応
自治会契約についてもいいわゆる210円には
3と4の代りなんか以上やつてもらうように我々

の方では行政指導を強くしていこうといふことを考えております。

20番

この料金の算定は、20円を何かいりますね
一セ席当たり月70円とこれも考慮に入れた。

厚生課長

210円のうち最初70円は市から補助金
を出す計です、そして実質的には個人は
140円しか出さんといふことになる計です。

10番

厚生課長に伺います。今の19番さんと
隣連して収集の回数が二回以上になると
ですが、今までには自治会契約の場合には、
月に10日と11日に契約されておりますが、
これは、料金も又よくしないための植上げ
だと想うんです。これは2回以上といたします
が、これは1回に10回なら10回とふうに
やった方がよいとこう思いますが、されどですね
今の調子でいくならば、料金を上げて、又
市からも負担されますけれども50セントから
15セントについては悪くはないとも、よくはま
うたよ」と思ります。だからそれをよくするために
この料金の改正条例でもありますと
こちらはもう少し業者とも相談などして、せめて
10日位の収集でもしてもらいたいと、その辺に一

について。

月は課長

週2回以上でありますので、我々としては、
1ヶ月以上やつてもらうという形で週2回以
上に始めておりますので、
例えば、自治会と契約やつてありますので
いわゆる取扱いと業者の方がいわゆる例
えば、一週間に1回といた場合にはますます
かえて業者として処理ができないといふよ
うなことがありますので、週2回以上あります
し3回取扱いが毎日取扱いの、その業者の運
営によつてやつていると思ひますので、週2回
以上にして、んして我々としては、もう
いうエミが道ばたに散らかさない前に収集
してもらうといふ、うにしていただきたいと思ひます。
もうすることによって市民の方にもお困りして
ありますかドラム缶設置された場合には、そ
のドラム缶の設置する場合といわゆる入れ方
にも問題があらんじやうかはと懸念され
る点でござります。いわゆる大きのを別にドラ
ムに入れなくても、ソニにわたりていりもんとして
又ドラム缶の中に入れてしまって次から入れ
るものはちぶれ出ると、いわゆる大きなS.P.Rして
しまつておきます。週2回以上であれば
いわゆるだつて、今よりはよくなるんじや
うかと思つてあります。

10番

調2回以上といふことですが、これは、今
ドラム缶の配置程度において、これは、29
ドラムをいつまでも使用するといふことにそれ
ではありますね。調に3回取っても同じような
格好になる言ひます。だからこれは週に2回以
上といふことにすれば、3回、4回も取ってもら
え下さい。すけれども、もし取らなければ、場合に
あつては、このドラムの代りに袋とか入れ物を
各家庭に配布してですね、それして各家庭
収集しない限りは、2日、3日どちらもを使用
する場合には充分ではないと思うんですよ。
どちら辺を一応できちまつりかどうか。

袋は課表

この袋、収集は、ドラム缶設置については、
各々地域によって違ってくるんじゃないかと
思ひます。

都市地域の場合でしたら、袋収集も可
能になるとと思ふんですけど、しかし、ドラム
缶の設置する余裕のあるところ、又地域の
住民が欲していようと云ふことを検討した場合、
には、全署下が全部一該にドラム缶を廢止するといふことは、今判
定では、ちょっと問題があるんじゃないかと
思ひます。業者の方にもむやまにしてある言ひます
が、一方業者もやはりようこそしては良
くしゃすいよろけ業者が契約している地域
によっており違うところはありますから、どういふとこ

を一緒に研究しようとあれば話し合って
いきませんか。

10番

わざわざ通り、これは収集さんと地域住
民としても需要者の立場からする場合にあり
ては相協力し合ってでなければ、充分で
きないと思います。左近辺においても各自治
会長さんやすべての方に何してもらいたい
ことの指導面も又業者と共に話し合
てもらいたいと要望しておきます。

8番

今度の改正で自治会との契約といふ
のが新たに設けられておりますが、これは
どういうものですか。特に料金も同じ
でありますか。

厚生課長

自治会との契約と申し上げますのは、いわ
ゆる自治会の方が業者と契約をして料
金も自治会の責任に任せて徴収してもら
って、いわゆるできただけ早く月の終りにでさ
るだけまとめた金を業者に渡してもらうとい
う支払いですね。各業者が各個人個人
各家庭を曰。了しくんじやなくて、自治会の
方がどういう責任を持ってやってもらいたいと
いうのかが何自治会の契約でござります。そり
併に付けては現在、喜友名、伊佐、太山、

宇都泊 大謝名野尚三正 ねににつりては
いきの式でやつてゆります。それ以外にいつ
いては個人個人業者が回つてやつて113日
んですから、いろんなトラブルがあると言つてます。

8番

これは 徴収面に於いても業者がやつて
も120円払う自治会がやつても120円払
わなければいけないと

厚生課長

自治会については、市からの70円の補助が
出ますのであります。実質的には自治会契
約して113円払は120円しか支払はしない
といふことには言つてます。現在は70円の補
助をしようといふ考え方でやつてござりますので
この想定でやつてお思つておあります。予算措
置もいろいろ見合でやつてございます。

8番

この条例からした場合には業者が自治
会と契約しても120円とれるんだと 120円
払わなければいかないといふことになる言つてます
ね。

厚生課長

いきます、はい、市からの70円をプラスしてです
ね。ですから、個人につきましては140円しか負
担しないといふことになる言つてあります。

8番

自治会と契約した場には、徴収関係
は、自治会が見る訴です。

厚は課長
よりです。

8番

それでも業者に210円を払わなければいけ
ないですか。

厚は課長
以外ですから、自治との契約でもって。

8番

二点だけ要求したら払わなければいけ
ない訴ですよ。

厚は課長
二点は、契約ですから。

8番

例えば個人と契約しても以内ですかね。
これは100円支払ってもいい訴ですよね。条例の
制定の趣旨からして場合、それでなければ自治会
として面倒を見るのが、又業者もそれなりに集
金の人夫費もかかるものは手間は確かに省け
ると見えますからね。始めを分りながらこういふ条例は
何するんですか。

厚生課長
いいえですが、一応私達としては市町村の例も参考にしておきたいです。

8番
(聴取不能)

厚生課長
おんは、想定でありますので、今から作る準備をしております。補助金交付規程ですね。

8番
補助は70円ですか？

厚生課長
70円で一応想定して予算を組んであります。

8番
この70円は業者の方にですか自治会にですか？

厚生課長
自治会の方に上手にこれにプラスして210円の計算で業者くさんうと

議長
本日の会議時間は議事の都合に
宝野川中学校

より早い二回を延長したりと思ひますかい。この
裏議事録でいいませんか。

(裏議事録を読みます)

議長
この裏議事録で時間は延長することに
決定いたしました。

議長
休憩いたします。(午後3時54分)

議長
再開いたします。(午後3時56分)

4番
清掃条例の一部改正という案件の字句的に
見ておりませんので、質疑を続けた…と思ってみ
ります。その中に「応・別表の手数料があて
おりませんが、根拠は大体、他市町村に似人
たといふことではありませんが、浦添の場合は
訂正された額ですか? 今年度改正して
おりませんか。

厚生課長
わざわざ通り浦添の場合、手帳前に
されておりませんが、聞きました所読み替えし
かねるといふことです。

4番

今年中部で諸棉業組合ですかね設立されるとかいうことを聞いておりますが、その場合に中部一帯全域に亘り年数米斗を一定するんだといふような流れですか。その組合からの何か要請とかあるいはまたございませんか。

厚生課長
まだ来てございません。

4番

中部一帯は何か一定するといふことは聞いておりますが、これはまだ聞いてつかたら、二八面は甚だ案で、それはと思ひますので、業者との話し合いはどうなつておありますか。要望としてどの位行つておりますか。

厚生課長
75セントでござります。

平番

まだ調整はしてないといふことですね。

厚生課長

75セントの要すは来ておりません。こんな状況はうなじけてきていますといふことは云つてあります。徴収する年齢とか、世帯町村の均衡とかで、今は。

4番

均確行はとらんといけませんので、これはいいですか、中部からの要望はなしで許ですね。
はいわかりました。

議長

休憩いたします。(午後3時59分)

議長

再開いたします。(午後4時8分)

議長

一括審議の件につきましては、従統審議
とすこしに二重議ございませんか。

議長

二重議ございませんので、従統審議いたします。

議長

日程第2、議案第84号につきましては、
従統審議中ではござりますが、本題と
いたします。

本題に対する質疑を許します。

議長

質疑を尽した上でござりますので、討論を
省略し、表决を付した、と思いますが、二重議
ございませんか?

議長
ご質問ございませんので、表決に付します。

議案第84号は原案通り可決するとしてご質問ございませんか。

(質問に対する呼ぶ)

議長
ご質問ございませんので、議案第84号
沖縄から本土復帰後適用される農業信
用保証保険法に基く設立された沖縄
県農業信用基金協会(仮称)の会員
についてお尋ねいたします。原案通り可決決定を
いたしました。

議長
日程第6議案第64号を再び議題といたします。

議長
本案につきましては、継続審議中でござ
いますから、質疑も尽きたところでござります
ので、質疑を打ち切り、討論権も省略を行な
ふと思いますが、ご質問ございませんか。

議長

二 奥議ございませんので、議案第64号は
表決に付します。

議長

議案第64号 宜野湾市特別職の賃、
雇で非常勤のものの中酬及び費用弁償に
關する条例について原案へ通り可決する
ことにご異議ございませんか。

(奥議なしと申す)

議長

二 奥議ございませんので、議案第64号は
原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第7、議案第65号につきましては附
続審議の中でございますが、再び議題とい
たします。

議長

本案につきましては、質疑も受けたようでござい
ますので、質疑を打ち切り討論を省略し、
表決に付した、と思いますが、ご異議ござ
いませんか。

議長

二 奥議ございませんので、議案第65号を表
決に付します。

議長

議案第65号 宜野湾市選舉関係人の出席
頭、議会の行なう調査のための出席及び公聴
会参加者等の費用毎償条例の全部を改正
する条例につりては原案の通り可決するに
ご異議ございませんか。

(異議なしと仰る。)

議長

ご異議ございませんので 議案第65号につ
きましては、原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第8議案第66号につきましては、質疑
の段階で繼續審議の中でござりますが、質疑
も尽きたところでござりますので、質疑を打ち切
り、討論を省略し、表決に付したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、本案につりては表
決に付します。

議長

議案第66号 宜野湾市職員等の旅費に
關する条件の全部を改正する条例につきまして
は、原案通り可決するにご異議ござい
ませんか？

(異議なしと呼びぶ)

議長

ご異議ございませんので、議案第66号については、原案の通り可決決定いたしました。

議長

日程第9、議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例は、維続審議中でありますたが再び議題といたします。

議長

本項につきましては、質疑を打ち切り討論を省略し表決に付したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第67号を表決に付します。

議長

議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例につきましては、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼びぶ)

議長

ご異議ありませんので 議案第69号につきましては 原案通り可決決定いたしました。

議長

休憩いたします。(午後4時12分)

議長

再開いたします。(午後4時12分)
日程第11議案第69号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び旅費に関する条例につきましては、本院審議にてござりましたが、専門議題といたします。

議長

本案につきましては、質疑を打ち切り討論を省略し、表决に付しますか。
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので 議案第69号につきましては 表決に付します。

議長

議案第69号につきましては、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼びます)

議長
ご異議ございませんので、議案第69号については、原案通り可決決定いたしました。

議長
日程第12号議案第70号 宜野湾市教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例について再び議題といたします。

議長
本案につきましては、質疑を行ったり、討論を始めし、表决に付いたと思いますが、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、議案第70号につきましては、表决に付します。

議長
議案第70号 宜野湾市教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例について原案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと仰る)

議長
ご異議ございませんので、議案第70号は原案通り可決決定いたしました。 . . .

議長

日程第13、議案第71号宜野湾市手数料
金及び使用料徴収条例の全部を改正
する条例について再び上程いたします。

議長

本案につきましては、質疑並びに討論
を省略したいと思ひますか、ご異議ござ
いませんか。

議長

ご異議なければで議案第71号を表決
に行けます。

議長

議案第71号宜野湾市手数料及び使
用料徴収条例の全部を改正する条例につ
きましては原案通り可決することにご異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議なければで議案第71号は原案
通り可決決定いたしました。

議長

日程第15、議案第73号宜野湾市清掃
条例の一部を改正する条例についてを再び

議題といったします。

議長
本案につきましては、質疑を行ち切り討論を省略し、表決に付したいと思いますが、ご異議ございませんか？

議長
ご異議ございませんので、議案第73号を表決に付します。

議長
議案第73号 鹿児島市清掃条例の一部を改正する条例につきましては、原案通り可決するにご異議ございませんか？

（異議なしと申す。）

議長
ご異議ございませんので、議案第73号は原案通り可決決定いたしました。

議長
日程第16議案第74号宜野湾市国民全印紙購入基会の設置及び管理に関する条例を再び議題といたします。

議長
本案につきましては、質疑を行ち切り討論

宜野湾市議会

を省略し、表末に付した」と思ひますか。ご
要議ありませんか。

議長
ご要議ありませんので、議案第4号を表末
に付します。

議長
議案第4号、官野市国民年金印紙
購入基金の設置及び管理に関する条例
につきましては、原案通り可決することにご要
議ありませんか。

(要議アリセム)

議長
ご要議ありませんので、議案第4号は、
原案通り可決決定いたしました。

議長
日程第17、議案第75号につきましては、
継続審議の中でございましたが、再び議
題更にいたします。

議長
本案につきましては、質疑を打ち切り討論
を省略し、表末に付した」と思ひますか。ご
要議ありませんか。

議長

二 聰議ありませんので、議案第75号を表決
に付します。

議長

議案第75号、ユケ市、浦添市、宜野湾市、
恩吉川市、石川市及び中頭郡老人福祉社
センター運営協議会の設置については原
案通り可決するに至り、異議ありませんか！

(異議なしと呼ぶ)

議長

二 异議ありませんので、議案第75号につきましては原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第18 議案第76号 宜野湾市消防
団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の全部を改正する条例につきましては、
再び、議題といたします。

議長

本案につきましては、質疑を打ち切ります
論点有り略し表決に付していいと思ひますか。
二 异議ありませんか？

議長

148
ご要議ありませんので議案第76号を表決
に付します

議長
議案第76号 宜野湾市消防団員の定員、
仕免、給与、服装等に関する条例の全
部を改正する条例につきましては原案通
り可決することにご要議ございませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長
ご要議ありませんので議案第76号は
原案通り可決決定いたしました。

議長
休憩いたします。(午後4時18分)

議長
再開いたします。(午後4時18分)
日程第19 議案第77号 宜野湾市水道事
業の設置等に関する条例についてを再び
議題に上いたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

第12回
2条の2項に給水区域は市一町以上。

たゞ、市長が公道上に水を認めるときは、
給水区域外に分水することができるとあ
りますが、給水と分水との違いを二説明願
います。

営業課長

「給水と分水との違いでござりますけれども、給
水といふのは、給水条例に基いて個々の需要
者に給水することと、分水といふのは下轄各
市町村の水を分けた場合ですね。さればい
つてあります。

12番
別に今まで変わらぬままでありますね。

営業課長

結局、一つの市町村対市町村ですから、
個々の需要者に対しては、我々の業務に及び
ませんので、たゞ市町村間の水の供給とい
うのは水を分水ですから水を分けてりうて、
現在実際には西原村のみでありますから、向こ
うに西原村との何で水を出してゆります。

12番
この場合に下市の給水条例
(爆音のため聴取不能)

営業課長

給水条例では料金のみであって、個々

どちらは近くまで何うか村長との契約ですか。

12番

こちらの条例は適用してない。市長が公益上必要と認めるときのうちは例外はあることがありますか。

営業課長

隣接市町村に分水するものですか。向こうの水道事業がこちらの方が使えると、どういう場合飲料水の供給合意の問題があるのです。区域外であっても一応必要があるかもしれません。

12番

二年例の但し書きでは市が公益上必要と認める場合はどうぞと、関係市町村と協議してなん結果は議会が承認なければなりません。これは執行部がナガオ有限会社などと議会の決議事項だと思うんですか。いかがですか。

水道部長

わざわざ通りでございます。二件と大体あい前後して設立人であります琉球大学西原村と中城村ちょうど、宜野湾市の境に設置工事をするという段階で、何うの係長さんです。かれは水の件で相談にきたとかある言葉です。

これと並んで前後して今西原村の森川部
落への給水の件は村長さん現官平井君
さんの依頼でありますので政府に賛成に
行なったのです。政府の都計課の北海道係
からの返答は、この契約の場合は恒久的
な場合は当然該当する。しかしこれを一件
或いは、公益上非常に急を要するといふんだけ
がたくさんあると、場合にこういった場合には非常
に困ると、されば暫定的にとかくような解釈でや
ってもらいたいというような式で、この契約もその向
きの村の、これは給水区域の延長じゃなくて、向
きの給水可能な場合にはあっても改修する
といふことは意味ありのものに暫定的な價格を
でめ、てもらいたいという指導をうけてお
ります。今の公営企業法ですか、世帯町村
に施設ある場合には、議会の同意を得な
ければいけないといふことをば、分でおあります。これ
は当然だと思ひます。しかし、これは暫定的
だといふような格好でめ、てもらいたいといふ
これは政府からの指示のもとに動かしており
ます。給水区域と設置すれば、永久に給
水にあらんだとス、この暫定的の場合には村
界に反対側に倒しを上げてあります。これはあ
くまでホースじゃございません。ホースのたとえ
で、解説した方がいいんじやないかといふよろづ指
示をうけてやつております。いかからもう一つ今
の給水と分水の件なんですが、そのもとの詳しい
点、あるいは存じてないんですか。西原村の

場合非常に困った例があつた訳です。
何の水道料金が2.7a/yr位高い訳で
なんですか。それで二つの命令と料金は、どう
しても条例にあつてます。丁半料金しか計算でき
ませんので、何としつては、自分の手がやめてく
れても戸よりも他市町村から受けたのが安ないと
非常に見合悪いといふことが出たもんだから。
こういう令水という格子も芳らしくてあると。
恒久的ほんには当然議会の議決を
要するといふことは、当然だと思ひます。

12番
けうしますと、この2条2項アニには市長の職
權でつけますと。

水道部長
はい、これがちがつたにしても、これは当然な
い段階で出来るということもある訳ですよ。この
段階では（取扱不能）
しかしよく見て貰品時的要素を尋ねて
場合以下、今のように説ひ立てると思ふで
すが、恒久的下ものに当然だと思ひます。

議長
議事録等につきましては、質疑も尽しました
のでありますから、質疑を打ち切り討論も
順調にて、表決に付いたと思ひますが、ご異
議ございませんか。

(要議付いたしました)

議長

ニ要議ありませんので、議案第77号について、表決に付します。

議長

議案第77号 宜野湾市北道事業の設置等に関する条例については、原案通り可決することにニ要議ありますか。

(要議付いたしました)

議長

ニ要議ありませんので、議案第77号について、原案通り可決決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもって西冬子氏にいたします。

尚、次の本会議はあす5月4日(木)午前10時から再開いたします。大変御苦労さんでした。

散会(午後4時28分)